

令和４年度における独立行政法人日本芸術文化振興会

の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「当振興会」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和４年８月２６日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和４年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当振興会は、令和４年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が５４．６％、金額が２，１２４百万円になるよう目指すものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るよう努め、３％を目指すものとする。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当振興会は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１ 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

2 平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費又は輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

なお、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとし、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

5 官公需に関する相談体制の整備

財務企画部契約課にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

7 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

8 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越や発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

併せて、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発

注・契約の実態把握に努めるとともに、契約書の作成の際には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「下請負等」という。）場合に発注者に承認をとること及び業務の一括請負等の禁止を明記する。

9 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

10 知的財産権の取り扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

11 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

12 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、必要に応じて適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度や地域貢献度等に加え、迅速性や融通性などを評価項目として考慮することに努めるものとする。

13 地域の中小企業・小規模事業者の積極的活用

当振興会において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

1 4 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

1 5 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務（以下「清掃等の役務」という。）の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

契約後についても、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の大幅な改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応に努めるものとする。

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当振興会は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（１）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用する新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト（以下「調達ポータル」という。）の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるものとする。

（２）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としないなどの場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

（３）新規中小企業者からの相談体制

財務企画部契約課は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

（４）「調達ポータル」の活用による調達の推進

「調達ポータル」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

２ 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

なお、官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、発注部署に対して一層の周知に努めるものとする。

第4 上記1. ～3. に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当振興会の全ての部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、財務企画部契約課は、第1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るため各部署に対して、有益な情報提供を行うほか、必要に応じて指導助言を行う。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。

附則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。